

# 30年度国民健康保険税 納税通知書を発送します

30年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月11日(水)に発送します。

4月～31年3月の加入月数分を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収、年金天引き(特別徴収)のいずれかの方法での納付となります。

◎普通徴収の納期は9回です  
納付書や口座振替の方法(普通徴収)で納付する方は、原則、7月～31年3月の9回の納期になります(左表参照)。ただし、年度途中で75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、税額と納期回数を調整しています。第1期の納期は7月31日(火)です。納期内納税にご協力をお願いします。

◎特別徴収の対象になる方  
次の①～③のすべてに該当する場合、国保税は年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、年度途中で75歳を迎える方など一部対象にならない世帯もあります。

①世帯主が国保の被保険者  
②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳  
③特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、介護保険料と国保税との合計が、年金額と国保税との合計が、年金額の2分の1を超えない

## 30年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(普通徴収)納期一覧

区分	納期限
第1期	7月31日(火)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月1日(月)
第4期	10月31日(水)
第5期	11月30日(金)
第6期	12月25日(火)
第7期	31年1月31日(木)
第8期	31年2月28日(木)
第9期	31年3月25日(月)

※第9期は国民健康保険税のみ。

則、一般税のような非課税税制度がありません。また、所得の少ない方も、応益割(均等割)の国保税を負担することから、軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

◎所得者の軽減Ⅱ世帯の所得が一定基準以下であることが確認できたときは、均等割に代わる国保税の7割・5割・2割を軽減します。軽減は申請の必要があります。

◎所得状況により軽減判定を行いますので、収入のない方も、収入状況の申告をお願いします。

◎非自発的失業者の軽減Ⅱ企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合、雇用保険を受給している方に限り、対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応益割(所得割)に係る国保税を軽減します。国保財政の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

## 後期高齢者医療制度 新しい保険証と減額認定証を送付します

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の斉更新(減額認定証)の年次更新

現在お持ちの保険証(藤色)の有効期限は、7月31日(火)です。8月1日(水)から使用する新しい保険証(青竹色)の有効期限は32年7月31日(水)は、7月末日までに簡易書留・転送不要郵便で住所地に送付します。7月下旬まで不在の方も、郵便局に転居届(転送サービス)を出している方には、7月末日までに保険証をお届けできない場合があります。8月1日(水)を過ぎても保険証が届かない場合は、保険料課高齢者医療係 ☎470・7846へ問い合わせてください。

有効期限が切れた保険証(藤色)は、8月1日(水)以降に、細かく裁断し破棄するか、同係(市役所1階)に返却してください。

後期高齢者医療限度額適用(標準負担額減額認定証(減額認定証)の年次更新

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日(火)です。8月1日(水)以降も引き続き交付対象となる方には、新しい減額認定証(有効期限は31年7月31日)を、7月末日までに送付します。色はこれまでと同じ白色です。減額認定証を医療機関の窓口提示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

◎引き続き交付対象となる方  
後期高齢者医療制度の被保険者で、30年度の住民税(市・民税・都民税)が非課税世帯の方

◎まだお持ちでない方  
30年度の住民税が非課税世帯で、これまで減額認定証を付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金天引きされます。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更  
保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①預金通帳またはキャッシュカード(手続きに暗証番号が必要)を、②通帳届け出印③被保険者証(本人確認のため持参してください) ※国保税の口座登録をしてある方は③のみとなります。特別徴収も口座振替も、お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

◎国保税の軽減  
国保税は目的税であり、原則に同封するパンフレットをご覧ください。

◎低所得者の軽減Ⅱ世帯の所得が一定基準以下であることが確認できたときは、均等割に代わる国保税の7割・5割・2割を軽減します。軽減は申請の必要があります。

◎所得状況により軽減判定を行いますので、収入のない方も、収入状況の申告をお願いします。

◎非自発的失業者の軽減Ⅱ企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合、雇用保険を受給している方に限り、対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応益割(所得割)に係る国保税を軽減します。国保財政の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

## 後期高齢者医療制度 30年度後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を発送します

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。30年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月11日(水)に発送します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)  
同通知書に同封の納付書で納めてください。納期は原則7月～31年2月の8回です(上表参照)。既に口座振替を登録している方は、納期ごと登録している方は、納期ごと登録してください。

◎10月から年金天引きになる方  
普通徴収として第1期(7月31日)～第3期(10月1日)を納付書または口座振替で納

に口座振替されます。年金天引きで納めていただく方(特別徴収)  
特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金天引きされます。30年度の保険料を4月から仮徴収として年金天引きされている方は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた差額分を10月から年金天引きされる保険料額として通知します。

◎10月から年金天引きになる方  
普通徴収として第1期(7月31日)～第3期(10月1日)を納付書または口座振替で納

付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金天引きされます。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更  
保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①預金通帳またはキャッシュカード(手続きに暗証番号が必要)を、②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証(既に後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ)を持参の上、保険年金課高齢者医療係(市役所1階)で手続きをしてください。詳しくは同係 ☎470・7846へ。

お持ちでない方は申請が必要です。保険証と認め印を持参し、同係(市役所1階)へ申請してください。申請月の1日から有効です。

◎長期入院該当の認定  
住民税が非課税世帯の方(世帯の所得が一定基準以下の場合を除く)で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、入院時の食費がさらに減額されます。入院日数の分かる病院の領収書などを添えて申請してください。

◎自己負担の割合  
医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得(市・民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

◎基準収入額適用申請  
自己負担の割合が「3割」と判定された方でも、29年中の収入額が次の基準額未満の方は、申請をして認定されると「1割」になります。

◎同じ世帯に被保険者が1人の場合Ⅱ収入額が383万円未満(同じ世帯に国民健康保険など他の医療保険に加入の場合)74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入の合計額が520万円未満  
同じ世帯に被保険者が複数人の場合Ⅱ収入額の合計が520万円未満  
対象と思われる方には申請書を送付しますので、7月中旬(市役所1階)に申請してください。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

判定します。

◎自己負担の割合が「3割」と判定された方でも、29年中の収入額が次の基準額未満の方は、申請をして認定されると「1割」になります。

◎同じ世帯に被保険者が1人の場合Ⅱ収入額が383万円未満(同じ世帯に国民健康保険など他の医療保険に加入の場合)74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入の合計額が520万円未満  
同じ世帯に被保険者が複数人の場合Ⅱ収入額の合計が520万円未満  
対象と思われる方には申請書を送付しますので、7月中旬(市役所1階)に申請してください。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

## 募集

子育て支援事業等利用者支援員

【雇用期間】9月1日～31年3月31日(更新可)  
【勤務日・時間】月16日(おむね週4日)勤務。月曜～金曜日の午前8時半～午後5時15分  
【勤務内容】幼児期の教育、保育施設や地域の子育て支援事業などに係る利用支援、情報提供、助言、相談など  
【勤務条件】健康保険、厚生年金、雇用保険に加入。有給休暇あり(最初の6ヶ月はなし)  
【応募資格】子育て関連施設に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。  
◎家屋の取り壊し・増築の際にはご連絡を  
建物の全部または一部を取り壊した場合、または増築した場合、登記・未登記にかかわらず、ご連絡ください。  
◎土地の調査を実施します  
土地の利用状況を調査するため、市職員が市内全域を自

## 固定資産税の現況調査にご協力を

31年度からの固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、30年1月2日～31年1月1日に新築や増築した家屋を対象に、家屋調査を行います。

調査は市職員が複数人で同僚、所有者の立ち会いの下、家屋の外回りと内部の間取り・使用資材などを確認します。調査を行うときは、事前

## 市環境審議会委員(市民委員)を募集します

環境審議会は、市の環境の保全などに関する施策を総合的・計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、市長の附属機関として設置し、学識経験者・市民・事業者などで構成されます。

次期の環境審議会委員(市民委員)を次の通り募集します。

【任期】8月25日(土)～32年8月24日(月)の2年間。  
審議会は、年間3～5回程度、平日の日に開催予定  
【応募資格】18歳以上の市民  
【選任人数】5人以内  
【応募方法】7月13日(金)までに(必着)「環境審議会委員希望」と明記して、「いま関心がある環境問題(3つ)」と、753へ。

## 訃報

### 白石玲子議員逝去

東久留米市議会議員の白石玲子氏が6月9日に逝去されました。68歳でした。  
議員歴6期、会派は市民自治フォーラム、党派は無所属  
謹んで哀悼の意を表します。